

## 【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護】

## 届出が必要な加算(減算)の内容、提出方法、必要書類

次の内容の加算(減算)を算定しようとする(又は取り下げる)場合は、事前に市への届出が必要です。(届出をしないと、サービスを提供しても報酬は支払われません。)

内容	必要書類		備考
	届出用紙	添付書類	
1 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (Ⅰ)(Ⅱ)	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・運営規程 ・チェック表 ・研修修了証書の写し	
2 夜間支援体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・勤務形態一覧表 ・チェック表	勤務形態一覧表は加算算定月のもの。
3 若年性認知症利用者受入加算	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表	
4 利用者の入院期間中の体制	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表	
5 看取り介護加算	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表	
6 医療連携体制加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・勤務形態一覧表※ ・資格証の写し※ ・チェック表	※(Ⅱ)(Ⅲ)のみ必要。
7 認知症専門ケア加算	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表 ・研修修了証書の写し	
8 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ(Ⅰ)ロ(Ⅱ)(Ⅲ) ※新規開設事業所は届出できません。	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・勤務形態一覧表 ・資格証の写し ※1 ・実務経験証明書 ※2 ・チェック表	勤務表は前年度の4月～2月分。(前年度実績が6か月未満の場合は届出日の属する月の前3月分。) ※1 (Ⅰ)イ又は(Ⅰ)ロを算定する場合に必要 ※2 (Ⅲ)を算定する場合に必要
9 上記加算の算定をやめる(取下げ)	・加算届出書 ・体制等状況一覧表		
10 職員の欠員による減算(減算の解消)	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・勤務形態一覧表	勤務形態一覧表は人員欠如が生じた月(解消した場合は解消した月)のもの。 ※算定している加算で、人員欠如に該当していないことを要件とする加算は、取下げの届出をしてください。
11 身体的拘束廃止未実施減算(減算の解消)	・加算届出書 ・体制等状況一覧表	・チェック表	
12 施設区分の変更 (Ⅰ型⇔Ⅱ型)	・加算届出書 ・体制等状況一覧表		利用定員の増減又はユニットの追加に伴う変更届と一緒に来庁により提出してください。